

# 建設発生土の処理に関する基本方針

令和5年3月

静岡県

# 建設発生土の処理に関する基本方針

## 目次

第1章 背景・目的	1
第2章 建設発生土の処理に関する課題	2
第3章 建設発生土の処理に関する基本方針	3
第4章 基本方針に基づく取組	5

# 第1章 背景・目的

## 1 背景

### (1) 視点1 資源としての建設発生土の有効利用

公共工事においては、環境負荷の低減やコスト縮減等の観点より計画段階から切土、盛土の均衡等建設発生土の発生抑制や利活用に努めている。

しかしながら、静岡県発注の建設工事において建設発生土は直近3カ年の平均で年間約190万 $\text{m}^3$ 発生しており、そのうち約135万 $\text{m}^3$ （現場内利用約45万 $\text{m}^3$ 、工事間流用・中間処理等約90万 $\text{m}^3$ ）が有効利用されているが、その割合は約70%に留まっている。

また、これら建設発生土のうち、最終処分場で処分されている約30%にあたる約55万 $\text{m}^3$ は、新材として購入している年間約40万 $\text{m}^3$ を上回っている状況にある。

このため、建設業における環境負荷低減と循環型社会の構築に向けて、建設発生土を資源として捉えた有効利用の推進が求められている。

### (2) 視点2 建設発生土に係る社会的要請

令和4年7月に施行された「静岡県盛土等の規制に関する条例（以下、「盛土条例」という。）」等に伴い最終処分場における受入費用の高騰や受入量の制限が生じている。

また、令和5年5月から施行が予定されている「宅地造成及び特定盛土規制法（以下、「盛土規制法」という。）」により、建設発生土の適正な処理がさらに困難となることが懸念される。

このような状況下においても、安全・安心な社会を構築するために確実なインフラ整備の推進は必要不可欠であり、建設発生土の適正な処理を可能とする環境の整備が求められている。

## 2 目的

こうした状況を背景に、建設発生土の処理に関する基本的な考え方を示す「建設発生土の処理に関する基本方針（以下、「本方針」という。）」を策定した。

本方針に基づき、静岡県内の建設業全体における建設発生土処理に関する取組を推進することにより、建設業における環境負荷軽減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本の整備に寄与することを目的としている。

## 第2章 建設発生土の処理に関する課題

### 1 現状における課題

建設発生土の有効利用に関する現状を踏まえ、以下に課題を示す。

#### (1) 建設発生土全体量の低減

最終処分場の受入量が不足していることから、建設業全体で建設発生土の全体量を減らしていく必要がある。

#### (2) 工事間利用の促進

コストの観点や搬入・搬出時期及び土質条件等のミスマッチから、建設発生土を工事間利用せずに処分せざるを得ないことも多い。

改めて土を資源として捉え、コストとともに時期、質、量に配慮した需給調整の徹底により、建設発生土の工事間利用をより一層促進することが必要である。

#### (3) 適正処理施設の確保

盛土条例の施行に伴い、処理施設の受入量の減少等から、インフラやまちづくりを進めていくためには、ストックヤード等適正な処理施設を確保することが必要である。

## 第3章 建設発生土の処理に関する基本方針

### 1 基本方針

第2章で記述した課題に対応するため、以下を建設発生土処理に関する基本方針とする。

「発生抑制（土を出さない）」、「利活用促進（土を無駄にしない）」、「適正処分（土を不適切に処分しない）」を3つの柱とし、これに基づく取組を進めていくこととする。

#### （建設発生土の処理に関する基本方針）

##### 1 建設発生土の発生を抑制する <土を出さない>

発生抑制

- ・発生抑制工法の採用
- ・現場外への搬出を抑制
- ・現場内利用の推進

##### 2 建設発生土の利活用を促進する <土を無駄にしない>

利活用促進

- ・指定利用の徹底
- ・他工事間での利用拡大
- ・ストックヤードの活用
- ・建設発生土の品質及び環境安全性確保
- ・土質改良土の利用拡大

##### 3 建設発生土を適正に処分する <土を不適切に処分しない>

適正処分

- ・建設発生土処理施設情報の公表
- ・民間処理施設の整備促進
- ・ICTの活用、DXの推進

- ・建設発生土の搬入・搬出時期や土質条件、需給調整は、工程や事業費に大きく影響することを踏まえ、計画段階において十分な調整を行う。
- ・工事の計画や設計に際して、まずは発生抑制や利活用促進を徹底し、止むを得ない場合にのみ最終処分することとする。

### 2 取組の目標値

本県における建設発生土の有効利用率<sup>※</sup>の目標値は80%とし、令和9年度末までに達成することとする（図-1）。

なお、目標値は「建設リサイクル推進計画2020（国土交通省）」における建設発生土の有効利用率の目標基準値80%を参考とした。

※有効利用率：現場内利用及び工事間流用・中間処理の計を建設発生土全体量で除した割合



図-1 有効利用率の目標イメージ

## 第4章 基本方針に基づく取組

### 1 取組の内容

方針の3つの柱となる、発生抑制、利活用促進、適正処分における具体的な取組を以下に示す(表-1)。

なお、実施期間は短期(3年以内)と中長期(3年以上)とした。

表-1 基本方針に基づく取組

発生抑制(土を出さない)		実施時期
1. 発生抑制工法の採用	① 掘削土量の少ない工法の採用 地形改変が少ない自然斜面を存置する工法や土留め工等掘削土量の少ない工法を採用する。	短期
	② 発生抑制に資する新技術・新工法の積極的活用 掘削土量の低減に有効な NETIS や静岡県新技術情報 DB に登録された技術を積極的に活用した計画・設計を行う。	短期
2. 現場外への搬出を抑制	① 切土・盛土の均衡 平面・縦横断形における切土・盛土の均衡を考慮することにより、発生土の現場外への搬出を抑制する。 なお、土量算出にあたっては、3次元点群データを利用するなど効率的な手法を推進する。	短期
3. 現場内利用の推進	① 建設発生土の現場内利用の徹底 良質土・普通土については、リサイクル原則化ルール(令和3年10月18日最終改訂)に基づき、現場内利用の推進を図る。 不良土については、例えば CSG(ソイルセメント)工法の採用や移動式土質改良機等の活用を検討する。	短期

利活用促進（土を無駄にしない）		実施時期
1. 指定利用の徹底	① 適正な搬出先等を契約事項として明示 建設発生土の搬出先の明確化を図るため、受入場所の条件（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場等）や受入場所までの距離、時間に係る条件を設計図書及び契約事項として明示する。	短期
	② 適正な費用の計上 契約書で明示した搬出先の条件に対して、適正な費用を計上する。	短期
2. 他工事間での利活用拡大	① 他事業との情報共有 運用中の「静岡県建設発生土マッチングシステム（通称SSM）」等のシステムを活用し、他工事の情報共有を図る。 なお、近年増加傾向にある河川の維持掘削土は、計画的に利活用が可能となるような体制を構築することについても検討していく。	短期
	② 民間事業者への技術的支援 民間事業者による利活用促進に向けた新たな取組に対し伴奏型支援を実施する。	短期
3. スtockヤードの活用	① 官民連携によるStockヤードの整備・運営（中継地型Stockヤード） 建設発生土の搬出・搬入時期の調整に資するStockヤードの整備・運営について、官民連携により実施する。	短期 (モデル事業) 中長期 (モデル以外)
	② 大規模事業との連携（先行盛土型Stockヤード） 工業団地、宅地造成及び農業基盤整備等大規模な事業と連携し、予め土を搬入する区域（Stockヤード）を設定し、受け入れた発生土を盛土材として有効活用する。 なお、Stockヤードを効率的に運用するための既往システムの活用により計画段階で情報収集していく。	短期 (モデル事業) 中長期 (モデル以外)
4. 建設発生土の品質及び環境安全性確保	① 発生土利用基準に基づいた品質管理の徹底 建設発生土の品質管理に関する利用基準に基づいた品質管理を行う。	短期
	② 環境基準の適合確認 建設発生土の搬入・搬出時に必要に応じて適正な調査を実施し、環境安全性を確保する。	短期
5. 土質改良土の利用拡大	① 土質改良土の品質基準・品質管理方法の見直し 土質改良土の利用拡大のため、関係基準類の見直しについて検討する。	中長期
	② 土質改良プラント認証制度の活用 民間事業者による土質改良プラント認証制度の活用等を検討する。	中長期
	③ 土質改良土の利用拡大に資する新技術・新工法の積極的活用 掘削土量の低減に有効なNETISや静岡県新技術情報DBに登録された技術を積極的に活用した計画・設計を行う。	中長期

適正処分（土を不適切に処分しない）		実施時期
1. 建設発生土 処理施設情報 の公表	① 最終処分場、ストックヤード、土質改良プラントの把握・公開 建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保等の観点から、盛土 規制法等の法令上の許可を有している処理施設を一覧として整理し、 県ホームページにて公開する。  なお、公開にあたっては他部局と連携しながら、適切な情報収集に努 めることとする。	短期
2. 民間処理施 設の整備促進	① 民間事業者による処理施設設置への技術的支援 民間事業者向けに処理施設の整備に係る各種手続き、運用開始後の 管理・運営等に係る必要な支援措置を検討する。	短期
3. ICT の活用、 DX の推進	① ICT を活用した土砂運搬管理の適正化・効率化 建設発生土トレーサビリティ技術の導入等適正な処理状況の見える 化に関する技術開発動向について、関係者で情報提供していく。	短期

## 2 取組に対するフォローアップ

本方針に記載された各取組の実施状況や建設発生土の有効利用に関する目標の達成状況につ  
いてフォローアップを行い、効果検証に努めスパイラルアップを図っていく。

また、利活用促進に資するストックヤードの整備計画等を策定するとともに、モデル事業等の  
試行を通じてストックヤードの整備を推進していく。

なお、フォローアップの結果については、官民関係者と情報共有を図っていく。

# 建設発生土の処理に関する基本方針【概要版】



## <背景・目的>

### 1 資源としての建設発生土の有効利用

- ・県発注の建設工事における建設発生土は直近3カ年平均で年間約190万m<sup>3</sup>発生しており、そのうちの現場内利用約45万m<sup>3</sup>、工事間流用・中間処理等約90万m<sup>3</sup>の135万m<sup>3</sup>について、有効利用率は約70%に留まっている
- ・残土処分は年間約55万m<sup>3</sup>で、新材購入量40万m<sup>3</sup>を上回っている状況である

⇒ 建設業における環境負荷低減と循環型社会の構築が必要

### 2 建設発生土に係る社会的要請

- ・令和4年7月施行の「盛土条例」等に伴い受入費用の高騰や処理施設の減少が生じており、令和5年5月施行予定の「盛土規制法」では、建設発生土の適正な処理がより困難になることが懸念される

⇒ 建設発生土の適正な処理を可能とする環境の整備が求められる



建設業における環境負荷低減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本の整備を実現

## <基本方針>

**「発生抑制(土を出さない)」「利活用促進(土を無駄にしない)」「適正処分(土を不適切に処分しない)」**

を3つの柱とし、これに基づく取組を進めていくこととする

### 建設発生土の処理に関する基本方針

**【発生抑制（土を出さない）】**  
建設発生土の発生を抑制する

- ・発生抑制工法の採用
- ・現場外への搬出を抑制
- ・現場内利用の推進

**【利活用促進（土を無駄にしない）】**  
建設発生土の利活用を促進する

- ・指定利用の徹底
- ・他工事間での利用拡大
- ・ストックヤードの活用
- ・建設発生土の品質及び環境安全性確保
- ・土質改良土の利用拡大

**【適正処分（土を不適切に処分しない）】**  
建設発生土を適正に処分する

- ・建設発生土処理施設情報の公表
- ・民間処理施設の整備促進
- ・ICTの活用、DXの推進

## <目標>

現状70%である静岡県の建設発生土有効利用率を令和9年度末までに80%とする



## <基本方針に基づく取組>

### 発生抑制（土を出さない）

#### 土を減らす取組

1 発生抑制工法の採用	① 掘削土量の低減が可能な工法の採用
	② 発生抑制に資する新技術・新工法の積極的活用
2 現場外への搬出を抑制	① 切土・盛土の均衡
3 現場内利用の推進	① 建設発生土の現場内利用の徹底

### 利活用促進（土を無駄にしない）

#### 土を使う取組

1 指定利用の徹底	① 適正な搬出先等を契約事項として明示
	② 適正な費用の計上
2 他工事間での利活用拡大	① 他事業との情報共有
	② 民間事業者への技術的支援
3 スtockヤードの活用	① 官民連携によるストックヤードの整備・運営（中継地型ストックヤード）
	② 大規模事業との連携（先行盛土型ストックヤード）
4 建設発生土の品質及び環境安全性確保	① 発生土利用基準に基づいた品質管理の徹底
	② 環境基準の適合確認
5 土質改良土の利用拡大	① 土質改良土の品質基準・品質管理方法の見直し
	② 土質改良プラント認証制度の活用
	③ 土質改良土の利用拡大に資する新技術・新工法の積極的活用

### 適正処分（土を不適切に処分しない）

#### 土をしまう取組

1 建設発生土処理施設情報の公表	① 民間残土処分場、ストックヤード、土質改良プラントの把握・公開
2 民間残土処理施設の整備促進	① 民間事業者による残土処理施設設置への技術的支援
3 ICTの活用、DXの推進	① ICTを活用した土砂運搬管理の適正化・効率化

建設発生土の処理に関する基本方針は、静岡県HPで御確認いただけます  
<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/contract/index.html>

【問い合わせ先】

・静岡県 交通基盤部 建設経済局 技術調査課 054-221-2131



QRコードでも閲覧できます

# 「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○政省令の一部改正(第一弾) (公布:R4.9.2/施行:R5.1.1)

○省令の一部改正(第二弾) (公布:R5.3.3/施行 R5.5.26((5)2)はR6.6.1施行) 【下線部が第二弾改正点】  
施行日以降に新たに契約した公共及び民間建設工事が対象

## (1) 発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

## (2) 契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

## (3) 施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）の作成等

- ・元請企業は一定規模以上<sup>※1</sup>の工事を施工する場合、計画（確認結果票<sup>※2</sup>を含む(以下、同じ)）を作成し、**発注者へ提出、説明**のうえ**工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示**することとなっています。
- ・元請企業は建設発生土を搬出する場合、**確認結果票を作成**することとなっています。
  - ①建設発生土の**搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認**
  - ②発注者等が行った**土壌汚染対策法等の手續状況等の確認**（発注者等は元請企業に手續状況を説明）
- ・また、作成した**計画を運送事業者へ通知**することとなっています。
- ・なお、工事現場において責任者を置くことにより管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

## (4) 建設発生土の搬出後又は受入後に実施すること（元請企業）

1) 搬出先の受領書の確認及び保管等

- ・元請企業は、**建設発生土を搬出先へ搬出したときは**、速やかに搬出先の管理者に**受領書の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認**するとともに、**受領書の写しを保存<sup>※3</sup>**することとなっています。

2) 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存

- ・元請企業は、**建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは**、**搬入元に受領書を交付**することとなっています。

## (5) 建設工事の竣工後に実施すること（元請企業）

1) 計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、**計画の実施状況を把握して記録、保存<sup>※3</sup>**し、また、発注者から請求があったときは、**計画の実施状況を発注者に報告**することとなっています。

2) 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存

- ・元請企業は**建設発生土が計画に記載した搬出先（次の①から④を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは**、速やかに当該搬出先の**搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面<sup>※4</sup>**を作成し、**保存<sup>※3</sup>**することとなっており、**更に他の搬出先へ搬出されたときも同様**となっています。

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- ② 他の建設現場で利用する場合
- ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
- ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

※3 保存期間は、建設工事の完了日から5年間



**※1 計画の作成を要する一定規模以上の工事**

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 500m <sup>3</sup> 以上 (改正前は1,000m <sup>3</sup> ) 2. Co塊 } As塊 } …… 合計200t以上 建設発生木材 }	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 500m <sup>3</sup> 以上 (改正前は1,000m <sup>3</sup> ) 2. 碎石 …… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

以下の参考様式は国土交通省のホームページを参照ください。

※2 計画書及び確認結果票

※4 建設発生土の最終搬出までの搬出先の名称や所在地等を記載した書面

「建設発生土の搬出先計画制度」で検索（令和5年3月末公開予定）

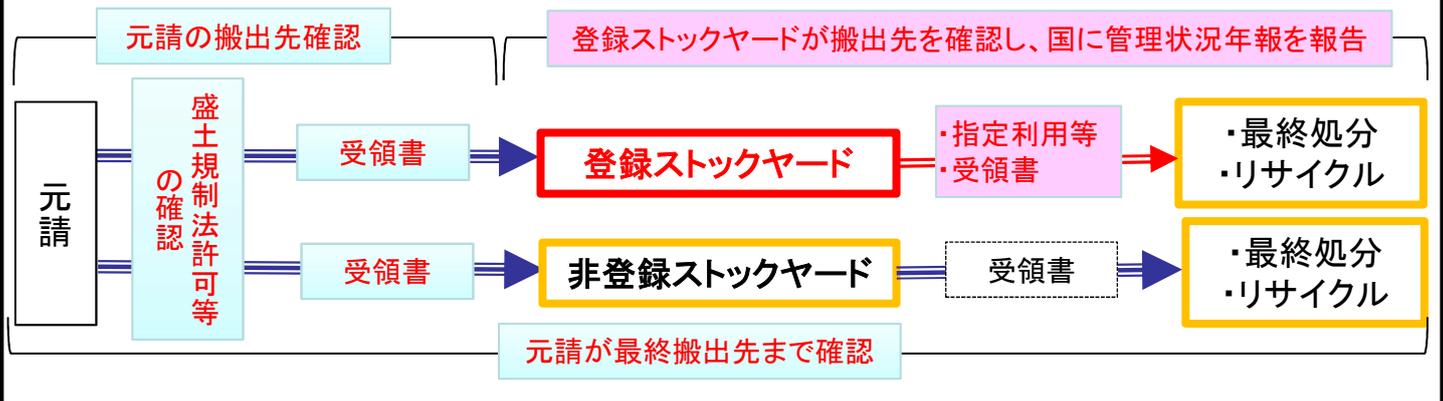
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00041.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html)

# ストックヤードの登録制度をご利用ください

建設発生土の適正処理の観点から資源有効利用促進法省令改正（令和5年3月3日公布）と連携し、一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設しました。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを推進します。

## ストックヤードを経由した場合の建設発生土の最終搬出先確認主体

- 登録制度（R5.5.26受付開始）
- 元請の最終搬出先確認義務（R6.6.1施行）



## ○登録申請可能なストックヤードの種類等

登録可能なストックヤードは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所であって、ストックヤード及び土質改良プラント、自社の資材置き場等が含まれます。なお、営利・非営利の別は問いません。

## ○ストックヤードを国に登録するメリット

- ・資源有効利用促進法省令では、元請業者は500m<sup>3</sup>以上の土砂を搬出する建設工事において、計画を作成することとしています。元請業者は搬出計画を作成した場合は、最終搬出先まで確認することが義務付けられます。その為、元請業者は、土砂が混合しないよう搬入元別に区分管理する非登録ストックヤードか、登録ストックヤードのいずれかを選択する必要があります。登録ストックヤードは最終搬出先までの確認主体となるため、搬入元別に土砂を区分管理する必要がありません。

## ○登録ストックヤード運営事業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③④の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成
  - ①国又は地方公共団体が管理する場所
  - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
  - ③登録ストックヤード
  - ④土砂処分場（再搬出を前提としないもの）
- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 等

## ○ストックヤード運営事業者の登録申請方法

電子メールにて管轄の地方整備局等へ申請ください。

【申請様式及び申請先については国土交通省のホームページを参照】

「ストックヤード運営事業者登録制度」で検索

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00042.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html)



国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課 (TEL: 03-5253-8111)

更新日: 令和5年4月4日

# みらいの県土

静岡県建設発生土マッチングシステム(SSM)の運用状況をはじめとする建設発生土の有効利用に関する情報をお届けします。

## No.1

### TOPIC 1

#### 建設発生土マッチングシステムの運用状況

- 「静岡県建設発生土マッチングシステム(SSM)」は、官民間問わず無料で「土が出る工事」と「土が欲しい工事」を手軽にマッチングできるWEBシステムです。工事間流用促進のため、ぜひご活用ください。システムはページ下部に記載のQRコードからアクセスできます。

〈運用状況 R5.5.29時点〉

ユーザー登録数	311名
土砂が出る現場（搬出）	30件
土が欲しい現場（搬入）	4件



#### ◆ おしらせ

これまでSSM通信によって、情報発信してきましたが、今後はSSM以外の情報も含めて、本紙により情報発信します。

● **5月26日(金)**  
盛土規制法及び資源有効利用促進法省令の一部改正が施行されました。

● **6月9日(金)**  
第2回みらいの県土研究会を開催します。

### TOPIC 2

#### 建設発生土処理施設一覧表の更新

- 今年度から、静岡県技術調査課ホームページにて、県内の建設発生土処理施設の住所、受入可能量及び受入単価等を公開しています。
- 令和5年5月9日に情報を改訂しました。（掲載している処理施設数は現在55箇所です）
- 一覧表への掲載希望がある場合は、技術調査課へ連絡をお願いします。

現在の位置： ホーム > 県政情報 > 入札・公募・公売 > 単価の公開 > 積算基準及び建設資材等単価 > 静岡県建設発生土処理施設一覧表



静岡県建設発生土処理施設一覧表

ページID1053474 更新日 2023年5月12日

印刷 大きな文字で印刷

令和5年度（上期）静岡県建設発生土処理施設一覧表(5.9改定) (PDF 775.2KB)

HPより抜粋

### TOPIC 3

#### 静岡県版リサイクル原則化ルール

- 静岡県の発注する工事において、建設発生土は「静岡県版リサイクル原則化ルール」に基づき、処理を行います。技術職員向け技術説明会等の機会を通じ、このルールの周知、徹底を図り、発注者側の意識改革に取り組んでいます。
- リサイクル原則化ルール〈建設発生土が発生する場合〉※**経済性によらず実施**
  - ①原則、**50kmの範囲内**であれば他の建設工事へ搬出する。
  - ②他の建設工事との調整が困難な場合、**ストックヤードや土質改良プラント**へ搬出する。
  - ③ストックヤード等がなければ、民間処分場等へ搬出する。



◆ 手軽に登録・情報検索  
◆ 無料で使用可能!!  
<https://ssm-system.jp/>

# SSM

## 静岡県建設発生土マッチングシステム

Shizuoka Surplus Soil Matching System

